

令和7年度 関市奨学資金貸与事業 募集要項

1 関市奨学資金について

関市では、教育の機会均等に寄与するとともに、有能な人材の育成を図ることを目的として、関市奨学資金貸与条例に基づき、進学の意欲と能力を持ち、学資の支援を必要としている生徒・学生を対象に、次のとおり奨学生を募集します。

2 申込みできる生徒・学生の要件

次の条件の全てに該当する生徒・学生が対象です。

- (1) 本人または保護者が申請日時点で継続して6か月以上関市に在住していること
- (2) 経済的理由により、学資の支援を必要としていること
- (3) 高等学校、大学またはこれらに準ずる教育機関に在学（することが決定）していること
- (4) 修学に意欲的で、健康的であること
- (5) 在籍学校長または最終出身学校長の推薦を受けることができること

3 貸与月額

- (1) 高等学校またはこれに準ずる教育機関 月額 1万円以内
 - (2) 大学またはこれに準ずる教育機関 月額 3万円以内
- ※ 専門学校（都道府県知事の認可を受けた専修学校専門課程）を含みます

4 貸与期間

- ・ 貸与期間は、1年間です。（令和7年4月～令和8年3月）
- ・ 次年度に継続して貸与を希望する場合は、毎年申請が必要です。
- ・ 奨学資金の貸与は、学校が定める正規の修業年限を超えないものとします。

5 受付期間

令和7年3月14日（金）から令和7年4月15日（火）まで

6 申請方法

- ・ 必要書類（裏面に記載）を揃え、受付期間内に申請窓口へご提出ください。
- ・ 郵送による申請は、受け付けておりません。

7 申請窓口

教育総務課（市役所北庁舎5階）、各地域事務所（西部支所を除く）

※ 平日 午前8時30分から午後5時15分まで

8 選考方法及び選考結果

面談及び選考委員会を経て市長が決定し、書面により選考結果を通知します。

令和7年度選考委員会は5月中旬に開催し、選考結果は5月下旬に送付する予定です。

9 貸与決定後の提出書類

貸与の決定を受けた方は、決定通知から指定期日までに誓約書等を提出していただきます。

誓約書には、本人、連帯保証人として保護者及び保護者以外（※1）の方の署名押印が必要です。

連帯保証人2名ともに、押印した印鑑の印鑑登録証明書を添付していただきます。

※1 保護者以外の連帯保証人は、原則として、関市に在住し独立した生計を営む方としてください。

10 奨学資金の交付

奨学資金は、年2回にわけて、指定口座に振り込みます。

振込時期は、6月末（4月～9月分）及び10月下旬（10月～翌年3月分）を予定しています。

11 申請書類

名称	備考（共通事項）
関市奨学資金貸与申請書	様式第1号
推薦書	様式第2号 学校名は、令和7年3月まで在籍していた学校のもの
成績証明書	写し及び成績通知書不可
在学証明書	写し及び合格（入学）通知書不可
健康診断書	様式第3号、医師所定の健康診断書または 受診から1年以内の健康診断結果の写しも可
面談日程希望調査書	

※ 下図をご参照のうえ、必要書類を提出してください。

対象	必要書類
新規申請 (新入生)	(1) 関市奨学資金貸与申請書 (2) 推薦書（最終出身学校長からのもの） (3) 成績証明書（最終出身校のもの） (4) 在学証明書（進学先のもの） (5) 健康診断書または健康診断結果の写し (6) 面談日程希望調査書
新規申請 (在学学生)	(1) 関市奨学資金貸与申請書 (2) 推薦書（在籍学校長からのもの） (3) 成績証明書（在籍校のもの） (4) 健康診断書または健康診断結果の写し (5) 面談日程希望調査書
継続申請 (新入生)	(1) 関市奨学資金貸与申請書 (2) 成績証明書（出身校のもの） (3) 在学証明書（進学先のもの）
継続申請 (在学学生)	(1) 関市奨学資金貸与申請書 (2) 成績証明書（在籍校のもの）

12 奨学資金の返還

- (1) 原則として、卒業後6か月を経過してから返還が開始します。（無利子）
開始時の提出書類には、本人のほか誓約書と同様に連帯保証人2名の署名押印が必要です。
また、返還を滞納した場合、延滞利子が加算されることがあります。
- (2) 返還期間

ア 高校等で貸与を受けた場合	5年以内
イ 大学等で貸与を受けた場合	10年以内
ウ 高校等・大学等で貸与を受けた場合	13年以内
- (3) 返還方法
借受総額を月賦、半年賦または年賦のいずれかの均等払い方式により返還いただきます。
- (4) 返還猶予
進学、疾病そのほかやむを得ない理由により返還が困難であると認められたときは、
相当の期間を猶予します。